

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年7月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200003号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

昭和60年12月から平成8年3月末日までA社で勤務していたが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成8年3月30日となっており、平成8年3月が被保険者期間となっていない。

当該事業所を退職する際は有給休暇を使い、平成8年3月31日まで在籍していたと思うので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び商業・法人登記簿謄本によると、A社は、平成10年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、平成14年12月3日に解散している上、請求期間当時の事業主は、請求者の請求期間における在籍、厚生年金保険の届出及び同保険料の控除について確認できる資料を保管していないと回答している。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の当該事業所における離職日は平成8年3月29日であることが確認でき、当該記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日(平成8年3月30日)と符合している。

さらに、オンライン記録により、請求期間の前後である平成元年から平成10年までの期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚の中に、同資格喪失日が各月の1日である者(前月の末日に退職したとする記録になっている者)はいない上、当該同僚のうち、生存及び所在が確認できた18人に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、このうち17人は、請求者と同様、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が符合している。

加えて、請求期間当時の事業主は、当時、有給休暇を取得する者はほとんどおらず、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料は控除していないと思う旨陳述している上、上述の同僚18人に照会し、12人から回答を得たものの、請求者が請求期間に有給休暇を取得して平成8年3月31日まで当該事業所に在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。